

記入例 (一括徴収の場合)

給支報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
都留市長殿 R5年 8月 8日提出		所在地		〒402-8501 山梨県都留市上谷1丁目1番1号		特別徴収義務者 指定番号		1,6,9から始まる7~8桁の数字			
		フリガナ		ツルシヤクショ		宛名番号		123456			
		氏名又は名称		都留市役所		担連 当絡 者先		所属 氏名		人事部 給与係 都留 太郎	
		個人番号 又は法人番号		9000020192040		電話		0554-43-1111		内線 ( )	
		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載									
給 与 所 得 者	フリガナ	ツル ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
	氏名	都留 花子									
	生年月日	昭和29年 4月 29日									
	個人番号	012345678901									
	受給者番号										
1月1日 現在の住所	都留市下谷2516-1		6月 から 7月 まで	8月 から 5月 まで	R5年 7月 31日	1 2 3 4	1. 退職 2. 休職 3. 死 4. 支 合 そ	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			
異動後の 住所	同上		60,000 円	10,000 円	50,000 円	1 2 3 4	1. 退職 2. 休職 3. 死 4. 支 合 そ	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)			

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号	新しい勤務先へは、月割額_____円を ____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所在地	〒	担当者連絡先	所属	受給者番号
	フリガナ		氏名	氏名	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は名称		電話	電話	内線 ( )
				右から 番号を 記入	

2. 一括徴収の場合

理 由	1	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	R5 月 8 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	50,000 円	左記の一括徴収した税額は、 8 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和6年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理 由		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※ 市 町 村 記 入 欄
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

## 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。  
なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後令和4年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和4年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (4) 両年度分の異動届を提出する場合、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。  
(現年度分) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄で選択した徴収方法  
(新年度分) 「1. 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されることがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

## 注意事項

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。  
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。  
新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
- 4 1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。